

## 老人日常生活用具対象者・対象品目

対象者	品目	区分	備考
ねたきり老人	特殊寝台(ベッド)	給付・レンタル・貸与	
	特殊寝台用マットレス	給付・貸与	
	エアーパッド	給付・貸与	床ずれ予防用
	体位変換器	給付	
	腰掛便座(便器)	給付	
	特殊尿器	給付	
	火災報知器	給付	低所得世帯
	自動消火器	給付	低所得世帯
	移動用リフト	給付・レンタル	高齢者世帯
痴呆性老人	痴呆性老人徘徊感知機器	給付・レンタル	
	電磁調理器	給付	虚弱な方
	緊急通報装置(電話)	給付・レンタル	
	火災報知器	給付	低所得者
	自動消火器	給付	低所得者
	老人用電話	貸与	低所得者
入浴に介助を必要とする老人	入浴補助用具	給付	
下肢が不自由な老人	歩行支援用具	給付・レンタル	
	車椅子	給付・レンタル	

## シヨートステイ

在宅のねたきり、痴呆性および虚弱なお年寄りを介護している方が、病気や介護疲れなどの理由で一時的に介護できなくなつた場合に、そのお年寄りを特別養

## 移動入浴車の派遣

自宅において入浴することが困難なねたきりのお年寄りやねたきりの身体障害者に、移動入浴車で家庭を訪問し、入浴サービスを行います。

利用料は、世帯の所得に応じ1回当た

り0円~5、000円となつています。

## 申込みと問合せ先

役場福祉課 ☎ (02) - 1111 内線 255  
または、社会福祉協議会 ☎ (02) - 6545

## 老人日常生活用具の給付

在宅のねたきり、痴呆症や一人暮らしのお年寄りの日常生活の便宜を図り、在宅での生活の維持、継続に資するため福祉用具の利用が有効です。そのため、町では、特殊寝台(ベッド)等の日常生活用具の給付などを行っています。

必要な用具の購入等に要する費用は、

その世帯の生計中心者の所得に応じて、その一部または全額を負担していただくなっています。

## ホームヘルプサービス

在宅のねたきり、痴呆性や援助が必要な一人暮らしのお年寄りの家庭をホームヘルパーが訪問して、その自立をお手伝いするために、入浴、排泄、食事等の介

護を行つたり、調理、洗濯、掃除などをしたり、あるいは、生活に関する問題について相談を受けたり、助言をするなど、日常生活のさまざまなお世話をします。

利用料は、利用する世帯の所得に応じて、1時間当たり0円~910円となっています。

## デイサービス

在宅の虚弱、痴呆性やねたきりのお年

寄りを送迎用リフトバス等を用いてデイサービスセンターに通所してもらい、入浴、食事などの各種サービスを提供し、お年寄りの社会的孤立感の解消や心身機能の維持を図ります。また、介護している家族の身体的・精神的な負担の軽減を図るものです。

利用料は、1回につき800円を負担していただきます。

## その他の在宅福祉事業

### ●紙おむつの支給

在宅でおむつを使用しているねたきりのお年寄りなどに、保健衛生の向上を図るとともに、介護家庭の負担の軽減を図るため、紙おむつを無料で支給しています。

### ●給食サービス

ひとり暮らしのお年寄りに、月1回あたたかいお弁当(昼食)を無料でお届けしています。

### ●ふとん・マットの丸洗い、乾燥

在宅のねたきりのお年寄りや虚弱なひとり暮らしのお年寄りを対象に、少しでも心地よく過ごせるように、ふとん・マットの丸洗いや乾燥を無料で行っています。

護老人ホームなどにお預かりするものですが、やむを得ない事情がある場合には期間の延長が認められます。

利用料は、1日当たりねたきり及び痴呆性のお年寄りは2、120円、虚弱なお年寄りは1、640円負担していただきます。